器具及び備品	
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
事務机、事務いす及びキャビネット	
主として金属製のもの	十五
その他のもの	八
応接セット	
接客業用のもの	五
その他のもの	八
ベッド	八
児童用机及びいす	五
陳列棚及び陳列ケース	
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六
その他のもの	八
その他の家具	
接客業用のもの	五
その他のもの	
主として金属製のもの	十五
その他のもの	八
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
冷房用又は暖房用機器	六
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
じゅうたんその他の床用敷物	
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
その他のもの	六
室内装飾品	
主として金属製のもの	十五
その他のもの	八
食事又はちゅう房用品	
陶磁器製又はガラス製のもの	二
その他のもの	五
その他のもの	
主として金属製のもの	十五
その他のもの	八

事務機器及び通信機器	
電子計算機	
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
その他のもの	五
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
その他の事務機器	五
テレタイプライター及びファクシミリ	五
インターホーン及び放送用設備	六
電話設備その他の通信機器	
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
その他のもの	十
時計、試験機器及び測定機器	
時計	十
度量衡器	五
試験又は測定機器	五
光学機器	
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
看板及び広告器具	
看板、ネオンサイン及び気球	三
マネキン人形及び模型	二
その他のもの	
主として金属製のもの	十
その他のもの	五
医療機器	
消毒殺菌用機器	四
手術機器	五
血液透析又は血しょう交換用機器	七
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六
調剤機器	六
歯科診療用ユニット	七
光学検査機器	
ファイバースコープ	六
その他のもの	八